



全国社会保険労務士会
連合会

会長 大槻哲也氏
コンプライアンスは立場によって様々な捉え方がある。我々は事業主や人事労務担当者の方々と接することが多いので、労務管理の観点から話をしたい。

コンプライアンスは立場によって様々な捉え方がある。最も重要なのは、紛争に至る前に未然に防止することだ。

未然防止には何が必要か。ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現が日本社会の課題となっているが、従業員が十分満足する働き方を実現することや労働条件・福利厚生の充実が求められる。

よく「ヒト、モノ、力」ネ」と言われるが、労務管理はヒトに関係するところなので、当然ながら感情の要素も入る。その際最も重要なのは、紛争に至る前に未然に防止することだ。

未然防止には何が必要か。ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現が日本社会の課題となっているが、従業員が十分満足する働き方を実現することや労働条件・福利厚生の充実が求められる。

コンプライアンスを考える際には、法令などの絶対的遵守事項のほかに、社内の規則やルール、倫理的な事柄も含めて幅広く検討しなければならない。企業を取り巻く経営環境の変化によって、従来から踏襲してきた労働慣行を改めなければならぬケースが出でている。その際には明確なルールを作ることが重要だ。労務管理とコンプライアンスを考えていぐ上で、就業規則は非常に重要な意味を持つ。就業規則は職場のルールブックといえる。

企業再編や人事労務管理の個別化などの雇用形態の変化を反映し、全国の総合労働相談コーナーに寄せられる民事上の個別労働紛争にかかる相談件数は、毎年右肩上がりで増えている。

18年度の個別労働紛争にかかる相談の内容をみると、「解雇」が23.8%と最も多く、次いで「労働条件の引き下げ」7.3%、「出向・配置転換」3.4%、「セクシユアルハラスマント」2.4%の順となっている。残業手当の削減やサービス残業、賃金未払い、日や休暇がどれないといた問題も多い。

企業再編や人事労務管理の個別化などの雇用形態の変化を反映し、全国の総合労働相談コーナーに寄せられる民事上の個別労働紛争にかかる相談件数は、毎年右肩上がりで増えている。

18年度の個別労働紛争にかかる相談の内容をみると、「解雇」が23.8%と最も多く、次いで「労働条件の引き下げ」7.3%、「出向・配置転換」3.4%、「セクシユアルハラスマント」2.4%の順となっている。残業手当の削減やサービス残業、賃金未払い、日や休暇がどれないといた問題も多い。

労働条件はきちんと就業規則で決められているはずなのに、それがルール通りに運用されていない。経営者、人事労務担当者、管理監督者という遵守する立場にある人がそれを放置すれば、紛争に至ってしまう。紛争がある会社で生産性や業績が上がるわけはない。紛争が最も重要なのは、紛争に至る前に未然に防止することだ。

労働条件はきちんと就業規則で決められているへの変更などの雇用形態の変更、退職勧奨、雇止めについても、性別を理由とした差別が禁止されている。

来年4月施行予定の改正パートタイム労働法では、通常の労働者と同視すべきパート労働者について、賃金の決定、教育訓練、福利厚生の機会その他との待遇における差別が新しく法律で決まりたのか、わが社の就業規

会社側（経営者、人事労務担当者、管理監督者）と従業員側の双方が、何が新しく法律で決まりたのか、わが社の就業規

争を未然に防止するには、会社側も働く側もお互いにルールを守ることが必要だ。コンプライアンスを徹底することが健全な企業の発展につながる。

企業ではどう周知徹底されているか。せいぜい部署長まで周知されればいいほうだ。従業員と接する機会が多い、現場の監督者への周知ができるいいほうだ。従業員と接する機会が多い、現場の監督者への周知ができるいい例が自立つ。

従業員の権利意識は年々高まっている。管理監督者に対する社内研修や講演会などの啓発活動を行ふことも重要だが、会社が一步前に出て、従業員の不服や不満を日常的に聞く機会を持つといつた、きめ細かな労務管理を行うことがコンプライアンスの徹底につながった。

こうした法律の改正は企業にはどう周知徹底されているか。せいぜい部署長まで周知されればいいほうだ。従業員と接する機会が多い、現場の監督者への周知ができるいい例が自立つ。

従業員の権利意識は年々高まっている。管理監督者に対する社内研修や講演会などの啓発活動を行ふことも重要だが、会社が一步前に出て、従業員の不服や不満を日常的に聞く機会を持つといつた、きめ細かな労務管理を行うことがコンプライアンスの徹底につながった。

外国人労働者を雇う事業主は外国人の雇用状況を届け出なければならない。

こうした法律の改正は企業ではどう周知徹底されているか。せいぜい部署長まで周知されればいいほうだ。従業員と接する機会が多い、現場の監督者への周知ができるいい例が自立つ。

従業員の権利意識は年々高まっている。管理監督者に対する社内研修や講演会などの啓発活動を行ふことも重要だが、会社が一步前に出て、従業員の不服や不満を日常的に聞く機会を持つといつた、きめ細かな労務管理を行うことがコンプライアンスの徹底につながった。

従業員の権利意識は年々高まっている。管理監督者に対する社内研修や講演会などの啓発活動を行ふことも重要だが、会社が一步前に出て、従業員の不服や不満を日常的に聞く機会を持つといつた、きめ細かな労務管理を行うことがコンプライアンスの徹底につながった。

こうした法律の改正は企業ではどう周知徹底されているか。せいぜい部署長まで周知されればいいほうだ。従業員と接する機会が多い、現場の監督者への周知ができるいい例が自立つ。

従業員の権利意識は年々高まっている。管理監督者に対する社内研修や講演会などの啓発活動を行ふことも重要だが、会社が一步前に出て、従業員の不服や不満を日常的に聞く機会を持つといつた、きめ細かな労務管理を行うことがコンプライアンスの徹底につながった。

きめ細かい労務管理でコンプライアンスの徹底を ～就業規則は職場のルールブック～

労務管理の近年の動向をみると、例えば、昨年4月に施行された労働安全衛生法の改正によつて、事業者は、労働者の週40時間を超える労働が月に100時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められるときは、労働者の週40時間を超える労働が月に100時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められるときは、労働者の週40時間を超える労働が月に100時間を超え、医師に申し出を受けて、医師による直接指導を行わなければならなくなつた。

今年4月施行の改正男女雇用機会均等法では、従来の募集・採用、配置・昇進・教育訓練、福利厚生、定年・解雇に加えて、

退職後に本人が匿名の通報を行いう例が増えていた。簡易裁判所に訴えたり、内容証明を送つたり、自分のブログで告発したりする。法廷で争うことになった場合、コンプライアンスのための仕組みを社内でしっかりと構築していたかが問われる。そうした仕組みを構築していないと裁判で負ける場合が多い。裁判で負けると、会社にとって第三者窓口として社会保険労務士を活用する企業も多い。

（談）